

別表1 既定の改革の実施時期を前倒しする事項

番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
<都市再生・住宅>				
1	容積率の緩和	環境負荷の低減、高齢社会への対応、財政負担の抑制、防災機能の向上、経済の活性化などの観点から、地区外の環境保全など幅広い環境貢献措置を評価した容積率の緩和、老朽建築物の建替えに資する容積率の緩和に係る具体的施策について早期に検討し、結論を得た上で、平成22年度中に措置を講じる。	平成22年度検討・結論・措置	国土交通省
2	建築確認申請・申請手続の迅速化	建築確認・審査手続の簡素化等について、「建築基準法の見直しに関する検討会」における検討結果を踏まえ、必要な見直しを検討し、平成22年度中に見直し案を取りまとめた上で、可能な限り早期に措置を講じる。	平成22年度中検討・結論、可能な限り早期に措置	国土交通省
<環境・エネルギー>				
3	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(大規模太陽光発電設備に係る建築基準確認申請の不要化)	4mを超える太陽光発電設備の建築基準法の取扱いについては、電気事業法令が必要な安全措置が講じられていることを条件に、建築基準法の工作物の対象外とすることを検討し、結論を得た上で、平成22年度中に措置を講じる。	平成22年度中検討・結論、電気事業法令が必要な安全措置が講じられていることを条件に平成22年度中に措置	経済産業省 国土交通省
4	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(自然公園・温泉地域における風力・地熱発電の設置許可の早期化・柔軟化等)	地熱発電を推進するため、温泉法における掘削許可の判断基準の考え方を策定し、ガイドラインとして運用するよう平成23年度中を目途に通知する。	平成22年度中検討開始・平成23年度中を目途に結論・措置	環境省
5	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(CO ₂ 排出量削減に資する小規模分散型発電設備に係る規制(保安規程の作成義務、電気主任技術者の設置義務等)の緩和)	CO ₂ 排出量削減に資する小規模分散型発電設備の一般用電気工作物となる範囲の拡大について、特に太陽光発電設備については、安全性確保の観点からの技術的検討の結論を平成23年2月中に得る。その後速やかに措置を講じる。	平成23年2月中に結論、その後速やかに措置	経済産業省
6	レアメタル等のリサイクル推進に向けた規制の見直し	①広域認定制度における共同認定において、一定の要件を満たす場合、共同認定外の事業者が製造した同種の製品であっても認定の対象とすることを検討し、結論を得た上で、平成22年度中に措置を講じる。 ②使用済小型家電等からのレアメタルのリサイクルを効率的・効果的に行うための新たな制度構築について、平成22年度中に検討を開始し、平成23年度を目途に結論を得、結論を得次第措置を講じる。	①平成22年度中検討・結論・措置 ②平成22年度中検討開始、平成23年度を目途に結論、結論を得次第措置	環境省
7	国産木材の利用促進(「集材材の日本農林規格」に係る性能規定の併用導入)	集材材の日本農林規格 第5条第1項に関する改正要望については、科学的根拠に基づく安全性・信頼性の確保等を踏まえて、平成23年度中に学識経験者等による検討の結論を得た上で、その結論を踏まえて農林物資規格調査会総会の審議に付す。	平成23年度中に学識経験者等による検討の結論・措置	農林水産省
8	鉄筋コンクリート造と木造との併用構造とする校舎等の構造計算に関する規定の見直し	「建築基準法の見直しに関する検討会」における、混構造の問題も含めた構造計算適合性判定制度についての検討結果を踏まえて、必要な見直しを検討し、平成22年度中に見直し案を取りまとめた上で、可能な限り早期に措置を講じる。	平成22年度中検討・結論、可能な限り早期に措置	国土交通省
9	産業廃棄物の提出条件の統一化について	マニフェスト交付等状況報告書の提出条件を全自治体で統一することについて、具体的対応を行うべく平成22年度に検討、結論を得た上で、平成23年度に必要な措置を講じる。	平成22年度検討・結論、平成23年度措置	環境省
10	廃棄物処理法に係る許可手続の電子化・簡素化	多量排出事業者による報告等の電子ファイルによる提出等を推進するため、平成22年度中に必要な措置を講ずる。	平成22年度措置	環境省
11	政令で定める市毎に提出が義務付けられている産業廃棄物収集運搬業の許可申請手続の簡素化	事務面や経費面の効率化の観点から、申請方法の統一化、簡素化を図ること、または一の政令市の区域を越えて広域的に収集運搬する場合は都道府県単位での許可制に改めること等許可の合理化について、平成22年度中に実施する。	平成22年度措置	環境省
12	廃棄物処理施設の変更届の要件緩和	廃棄物処理施設の能力を単純に減少する場合の変更許可手続について、平成22年度中に軽微変更届出とする。	平成22年度措置	環境省
13	電気工作物に係る重要変更以外の事後届出の見直し	発電、変電、送電等の電気事業に係る電気工作物の重要な変更以外の事後届出(電気事業法第9条第2項)について、事業者負担の軽減の観点から、情報の利用状況及び情報獲得の代替措置等を助案の上、平成22年度中に速やかに届出対象となる範囲等を見直す。	平成22年度中に速やかに措置	経済産業省
14	スマートメータの普及促進に向けた制度環境整備	「規制・制度改革に係る対処方針」において、「スマートメータの普及促進の観点から、電力使用量等の需要家データ利用の在り方、計量機能とエネルギーマネジメント機能間のインターフェースの標準化など消費者の選択肢拡大に向けた制度的課題について、速やかに検討を開始し、結論を得る(平成22年度中に検討・結論)」とされている。本年5月よりスマートメーター制度検討会を立ち上げ、これまで4回の検討会を開催しているところであるが、結論を得る時期を平成23年2月に前倒す。	平成23年2月までに検討・結論	経済産業省
15	燃料電池自動車・水素ステーション設置に係る規制の再点検	「規制・制度改革に係る対処方針」において、「平成17年の高圧ガス保安法改正に基づく水素ステーションに係る具体的な仕様等を示す「例示基準」を作成・通知する。(平成22年度中措置)」とされているところであるが、検討を前倒し、平成22年度中速やかに措置を行うこととする。	平成22年度中に速やかに措置	経済産業省
16	保安法令の適用方法	業界から個別の具体的な要望を踏まえ、労働安全衛生法に基づく許可申請の一層の合理化について、平成22年度中に実施する。	平成22年度措置	厚生労働省